

中学校

新学習指導要領

新旧対照表【書写】

新旧対照表について

- この資料は、平成 29 年 3 月 31 日に告示された、学習指導要領に基づき、「新旧対照表【国語】」より、該当項目を抜粋して作成しております。
- 現行（平成 20 年告示・平成 27 年一部改正反映後）との相違点に、下線を引いております。
- 備考欄には、主な改訂箇所について掲載しております。
- 弊社発行の他教科についても、弊社 HP (http://www.gakuto.co.jp/sidouyouryou_hikaku/) に掲載しております（右記 QR コードでも読み取りすることができます）。



現行（平成 20 年告示・平成 27 年一部改正反映後）	→ 新学習指導要領	備考
<p>第 2 章 各教科 第 1 節 国 語 第 2 各学年の目標及び内容 〔第 1 学年〕 2 内容 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕 ア 伝統的な言語文化に関する事項</p> <p>(2) 書写に関する次の事項について指導する。 ア 字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと。 イ 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書くこと。</p>	<p>第 2 章 各教科 第 1 節 国 語 第 2 各学年の目標及び内容 〔第 1 学年〕 2 内容 〔知識及び技能〕 (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。 (7) 字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと。 (4) 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して、身近な文字を行書で書くこと。</p>	<p>第 2 各学年の目標及び内容</p> <p>1 年 内容（知・技）</p> <p>「内容」の構成の変更</p> <p>→ 名前など生活で活用できる技能を強調。</p>
<p>〔第 2 学年〕 2 内容 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕 ア 伝統的な言語文化に関する事項</p> <p>(2) 書写に関する次の事項について指導する。 ア 漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと。 イ 目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと。</p>	<p>〔第 2 学年〕 2 内容 〔知識及び技能〕 (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。 (7) 漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと。 (4) 目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと。</p>	<p>2 年 内容（知・技）</p> <p>「内容」の構成の変更</p>

現行（平成 20 年告示・平成 27 年一部改正反映後）	→ 新学習指導要領	備考
<p>[第3学年]</p> <p>2 内容</p> <p>〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>ア 伝統的な言語文化に関する事項</p> <p>(2) 書写に関する次の事項について指導する。</p> <p>ア 身の回りの多様な文字に関心を持ち、効果的に文字を書くこと。</p>	<p>[第3学年]</p> <p>2 内容</p> <p>〔知識及び技能〕</p> <p>(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。</p> <p>(7) 身の回りの多様な表現を通して文字文化の豊かさに触れ、効果的に文字を書くこと。</p>	<p>3年 内容(知・技)</p> <p>「内容」の構成の変更</p> <p>→「文字文化」への着目。生活との関連。芸術書道への発展。</p>
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の各学年の内容の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(2)〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の(2)に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。</p> <p>イ 硬筆及び毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うようにすること。</p> <p>ウ 書写の指導に相当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度とすること。</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)〔知識及び技能〕に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ウ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(7) 文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。</p> <p>(イ) 硬筆を使用する書写の指導は各学年で行うこと。</p> <p>(ウ) 毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導すること。</p> <p>(エ) 書写の指導に相当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度とすること。</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p>

〔お問い合わせ先〕

学校図書株式会社

〒114-0001 東京都北区東十条 3-10-36

営業推進部 TEL：03-5843-9433

e-mail：suishin@gakuto.co.jp